

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	第 56 回「枚方市障害者施策推進協議会」
開 催 日 時	平成 24 年 2 月 6 日（月） 14 時 00 分から 15 時 20 分まで
開 催 場 所	枚方市役所別館 4 階 第 2 委員会室
出 席 者	石川肇会長、河野和永副会長、松田伸一副会長、徳村初美委員、長尾祥司委員、関容子委員、山本周子委員、松浦武夫委員、岸本和子委員、林宏樹委員、松原俊江委員、邑田知子委員、村山育代委員、大西豊委員
欠 席 者	小林清香委員、辻尾壽市委員
案 件 名	1. 枚方市障害者計画（第 3 次）・枚方市障害福祉計画（第 3 期）案 について 2. その他
提出された資料等の 名 称	第 56 回「枚方市障害者施策推進協議会」次第 資料 1 枚方市障害者計画（第 3 次）・障害福祉計画（第 3 期）案 資料 2 パブリックコメントにおける意見 資料 3 市民意見交換会における意見
承認・決定事項	文言や障害福祉計画の数値等について、石川会長と事務局が協議を行い、検討及び修正を行う。
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表の 別及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	2 人
所 管 部 署 (事 務 局)	福祉部 障害福祉室

審 議 内 容

会長 皆さんこんにちは。お寒い中、お足元の悪い中、お集まりいただきましてありがとうございます。それでは定刻になりましたので、ただ今から第56回枚方市障害者施策推進協議会を開催します。案件に入ります前に、事務局から報告などお願いします。

事務局 はい、それでは本日の出席状況を報告させていただきます。本協議会は要綱第6条の規定によりまして、「委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない」と定められております。本協議会委員16名中、本日出席の委員は、現時点で12名です。従いまして、本日の協議会が成立していることを報告させていただきます。

なお、本日の協議会につきましては、16時をめぐり終了となっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは事務局を代表いたしまして、理事兼福祉部長からごあいさつ申し上げます。

事務局 理事兼福祉部長あいさつ

事務局 それでは本日の資料の確認をさせていただきます。第56回「枚方市障害者施策推進協議会」次第、続きまして資料1「枚方市障害者計画（第3次）・障害福祉計画（第3期）案」、資料2「パブリックコメントにおける意見」、資料3「市民意見交換会における意見」以上でございます。資料に過不足等ございませんでしょうか。

それでは、次第に従いまして、本日の案件についてご説明いたします。

案件1といたしまして、枚方市障害者計画（第3次）・枚方市障害福祉計画（第3期）案について。案件2としまして、その他。以上で、ございます。

会長 はい、ありがとうございました。それでは、本日、傍聴希望の方が2人いらっしゃいます。本日の案件について傍聴許可よろしいでしょうか。

各委員 （異議なし）

会長 異議なしということで傍聴を許可します。

（傍聴者2名入室）

それでは、案件1枚方市障害者計画（第3次）・枚方市障害福祉計画（第3期）案につきまして、前回からの変更点やパブリックコメント等の意見を踏まえた内容についての説明を、事務局からお願いしたいと思います。

事務局 それでは、枚方市障害者計画（第3次）・障害福祉計画（第3期）案について、ご説明いたします。

まず、先日実施いたしました、パブリックコメント及び市民意見交換会の実施概要からご説明させていただきます。

資料2「パブリックコメントにおける意見」をご覧ください。

パブリックコメントにつきましては、昨年12月22日から本年1月13日までの、23日間実施し、市ホームページ上のみならず、市窓口などでの意見募集についても実施いたしました。障害福祉室、各支所、各生涯学習市民センター、青少年センター、各障害者相談支援事業所の市内20か所に計画素案、意見提出用紙を設置して、意見回収箱への投函により意見を受け付けました。

有効なご意見として、e-アンケートにより4件、意見募集箱に35件の計39件の意見が寄せられました。これらをまとめましたものが、資料2となっております。

いただいたご意見のうち、素案の変更、修正を行う意見として5件をあげております。変更、修正箇所については、のちほどご説明させていただきます。

その他、計画素案に記載済み等の意見については、その下に記載してございますが、計画素案に掲載しているもの、個別、具体的事項に係る運用方法、制度、施策に対するものにつきましては、変更、修正を行わないこととしております。また、直接、計画に関連性のないもの、単に賛否のみを示された意見につきましては省略しております。

次に、資料3「市民意見交換会における意見」をご覧ください。

パブリックコメントを補完する役割として、市民意見交換会を、1月6日から13日の間で、4日間、計5回開催し、延べ34人の方にご参加いただきました。

市民意見交換会で出されたご意見をまとめましたものが資料3となっております。素案の変更、修正を行う意見として5件。これは、資料2で記載している意見とも重なっているものがございます。そして、次ページからになりますが、計画素案に記載済みの意見等を記載しております。

続きまして、資料1「枚方市障害者計画（第3次）・障害福祉計画（第3期案）」をご覧ください。と思いたいと思えます。

前回の協議会でお示した計画素案等の内容で、修正した部分について、網掛けをしております。

その中で、まず、さきほど見ました資料2、資料3の「素案の変更、修正を行う意見」について、反映した部分の説明をさせていただきます。資料2、3の1ページめも合わせて参照しながら、お聞きいただきたいと思えます。

資料1の44ページ、「第4章第4節1. 地域生活への支援サービス」現状と課題をご覧ください。7行目の部分、「手話による医療通訳」の文言を追記しております。これは、パブリックコメントにおける意見の一番めで、「聴覚障害者の方からは医療通訳の必要性（手話による）が叫ばれていますが、命にかかわることなので出来る限り早期に実現するよう努力する。……『手話による医療通訳』の言葉をぜひ書き込んでください。」との意見が寄せられ、他にも2件、

医療通訳に係る意見が出されております。また、市民意見交換会においても、「病院等に24時間対応の手話通訳者を設置してほしい」旨、ご意見をいただいておりますので、課題として認識していることについて文章化いたしました。

続きまして、47ページをご覧ください。「(2) コミュニケーション支援の充実」、施策名「手話通訳者・要約筆記者の派遣」の取り組み欄に「派遣対象、申込方法等について検討を行い、利便性の向上を図ります。」の文言を追記しております。パブリックコメント及び市民意見交換会において、「メールでも手話通訳者派遣を依頼できるようにしてほしい」とのご意見があり、また、市民意見交換会では「手話通訳者を派遣できる対象範囲を拡大してほしい」とのご意見も寄せられたことから、文言を追記いたしました。具体的な内容につきましては、今後検討してまいりたいと思っております。

続きまして、同じく47ページの「(2) コミュニケーション支援の充実」、施策名「点字・音声による情報提供」に手話も加え、「点字・音声・手話による情報提供」と記載変更を行い、取り組み内容につきましても、「市主催事業について、必要に応じて手話通訳者の設置をはたらきかけます。」との一文を挿入しております。パブリックコメントにおいて、「日本語が苦手の手話での情報が必要な人々に支援して下さい。」との意見が寄せられたことから、変更を行ったものです。

また、88ページ「第5章枚方市障害福祉計画（第3期）」の「(2) コミュニケーション支援事業」の部分をご覧ください。注釈で「手話通訳者を公募による市の登録制度とし手話通訳者の増員を図った」としていた部分について、パブリックコメント及び市民意見交換会において、「誤解を招きかねないので見直していただきたい」との意見がありましたので、「市への登録制度とした。」と、一部字句修正を行いました。

また、パブリックコメントにおいて、全体に対する意見として、「読もうという気になるように表紙をカラフルにしたりイラストを入れたりしてほしい。ふりがなをふってほしい。文字ばかりでむずかしい。」との意見がありました。これにつきましては、計画のルビ版の作成と、製本時の工夫で対応したいと考えております。

次に、前回の施策推進協議会でご意見いただき、修正した部分及び「第5章障害福祉計画（第3期）」で新たに記載または変更した部分について、ご説明させていただきます。

65ページをご覧ください。「(1) 入所施設利用者の地域移行者数」、及び「(2) 施設入所者の削減数」の【達成のための方策】について、前回の協議会で、地域移行をすすめていく具体的方法、地域での支援策についても記載することが必要ではないかとのご意見をいただきましたことから、文言を追加いたしまし

た。

入所施設や障害者相談支援事業所など各機関との連携や、地域で暮らすための社会資源や施策についての整備、充実などについて記載をしております。

66 ページをご覧ください。「(3) 福祉施設から一般就労への移行」の前に、前回は「入院中の精神障害者の地域生活への移行」という項目を入れておりましたが、市町村障害福祉計画においては、この項目については記載しないこととなりましたので、今回省略しております。

つぎに、66～67 ページにかけまして、(4) 就労移行支援事業の利用者数、(5) 就労継続支援（A型）事業の利用者数の【達成のための方策】について、前回の協議会で、市としての基本的な考え方を示すべきではないかのご意見をいただきまして、文言を追加いたしました。それぞれの事業について、「目的に応じた適切なサービス提供の確保に努めるため、事業所と連携を図りながら、就労に向けた取り組み、支援を強化します。」としております。

これと関連しまして、国の基本指針で示されている、就労移行支援については2割、就労継続支援A型については3割といった目標に対し、事業者の方の意向はどうかということが、前回話題にのぼったかと思えます。

参考までに、昨年2月に実施しました事業者アンケートの結果をご紹介します。利用者ニーズの増減に対する対応策として、就労移行については、回答があった10事業所のうち、利用者ニーズが増加していると答えられたところが6事業所、減少が2事業所、変わらないが2事業所で、対応策としては、定員を増加するところが1事業所、減らすところが1事業所、廃止が1事業所、対策なしが5事業所、その他が2事業所でした。就労継続A型については、回答があった2事業所とも利用者ニーズが増加していると答えられていますが、そのうち対策なしが1事業所、その他が1事業所でした。

続きまして、73 ページ、(5) 相談支援の「地域移行支援」「地域定着支援」の見込み量についてでございます。前回、空欄にしていた部分でございますが、大阪府から精神科病院からの地域移行の目標値が示されたことから、これを含めて積算した数値を記載しております。

次に、75 ページをご覧ください。成年後見制度利用支援事業の見込み量につきまして、前回は、実施の有無のみを記載していましたが、大阪府より単位を「年間実利用者数」とする旨が示されましたので、各年度5人を見込むこととして記載を変更いたしました。

次に、77 ページ、(4) 移動支援事業についてでございます。見込み量の単位を、前回は1月あたりの実利用者数及び利用時間数としておりましたが、これを「年間実利用者数」及び「年間利用時間数」に変更しております。

続きまして、84 ページをご覧ください。枚方市障害福祉計画（第2期）の進捗状況の表中、（2）入院中の精神障害者の地域移行、及び（3）福祉施設から一般就労への移行について、前は空欄にしておりました。（2）については、この間で大阪府の患者調査の結果が示され、（3）については福祉施設に対する調査結果をまとめまして、今回記載をしております。

新たな記載及び変更については、以上でございます。

なお、障害福祉計画につきましては、府との法定協議も残されており、変更が生じる可能性がありますので、ご了承よろしくお願いたします。

続きまして、今回初めてお示しさせていただきます資料編について、93 ページ以降に掲載しておりますので、ご覧いただきたいと思ます。

順を追ってご説明させていただきますと、まず94 ページ、「1 計画策定の経過」については、障害者施策推進協議会等における審議、アンケート調査、懇談会、パブリックコメントなど、平成22年度以降の経過を記載しております。本日の施策推進協議会、また、今月23日に予定しております、枚方市自立支援協議会全体会についても記載しております。

次に、96～97 ページに本協議会の委員名簿を掲載しております。

98～99 ページには自立支援協議会の委員名簿を掲載しております。

続きまして、100～114 ページにかけまして、「4 計画策定に係るアンケート調査等の実施概要と結果」を掲載しております。「（1）障害者・児アンケート」、105 ページ「（2）サービス事業者アンケート」、107 ページ「（3）関係団体アンケート及び懇談会概要」、110 ページ「（4）パブリックコメント及び市民意見交換会概要」となっております。これらの内容につきましては、これまでの施策推進協議会において、ご報告させていただいたものの概要となっております。

また、資料編の最後、115～116 ページに、用語説明を掲載しております。以上で、説明を終わらせていただきたいと思ます。よろしくお願いたします。

会長

ありがとうございました。前回から修正があった箇所、パブリックコメント、市民意見交換会の中での意見、もしくは全体的な内容で結構ですのでご意見があればご発言をお願いしたいと思ます。

今回は最後の会議になりますので、ご意見をたくさん言っていただきたいと思ます。

A委員

資料1の88 ページについて、パブリックコメントでも、市民意見交換会でも同じような意見が出ていました。「手話通訳者を公募による市の登録制度とし手話通訳者の増員を図った」という点が誤解を招くということで見直されて、「手話通訳者を公募による市への登録制度とした」という表現に改められたようですが、どのような誤解を市民に与えるのでしょうか。

会長	事務局で具体的な理由が分かればご説明をお願いします。
事務局	結果的には手話通訳者の数は増えましたが、増やすことを目的としたのではなかったため、「市への登録制度とした。」という表現に改めさせていただきました。
会長	他にご質問、ご意見はありませんか。
B委員	資料1の14ページ、基本理念について、8月ぐらいの会議の中で、「障害者」という言葉が「障害のある人」になりました。 1つめの文章の「障害のある人が、障害のない人と同じように」という文言について、「障害のない人と同じようにする」というのは、「違う」という意味合いが強く感じられます。「障害ある人もない人も同じように誰もが地域の中で自立した生活ができる」というような理念だと思うので、文言として「障害のある人も障害のない人も地域の中で自立して」という表現の方がいいのではないかと思います。大元になるので、今からですと時間的に難しいとは思いますが、気になりました。
会長	以前の会議でこの文言についてご意見をいただきましたが、修正をしなかった部分ですね。
事務局	「障害者」を「障害のある人」と変えただけです。
会長	文脈的な意味としては、「共生社会、インクルージョンの世界に移行」という理念に解釈できると私自身は思います。大きな修正が必要かどうかというところでは、このままでも理解できると思いますが。 C委員いかがでしょうか。
C委員	この計画自体が、障害者の方のための計画ですので、主語としては「障害のある人も、障害のない人も」ではなく、「障害のある人」が主語にならざるを得ないと思います。確かにB委員のおっしゃる方がよりバリアフリーな感じはしますが、修正は難しいと感じました。
B委員	障害者計画の中身なので、確かに主語になるというのもそうだと思います。
会長	微妙な表現ですね。でも、皆さんご存知のとおり、障害者が地域社会で区別されるわけではなくて、同じ一人の人間として尊重されるという趣旨を書き込んでいます。その表現の仕方の問題だと思います。このままでもよろしいでしょうか。
B委員	はい。
会長	前回もご了解いただいていますので、基本理念はこのままでお願いしたいと思います。他にご意見はございますか。
A委員	資料1、47ページの網掛けの部分「派遣対象、申込方法等について検討を行い、利便性の向上を図ります。」について、市民意見交換会とパブリックコメントの両方で意見が出ています。今までの申込方法というのは、書類のみという

	形ですか。
事務局	F A Xと窓口での受付です。
A委員	そうですか。メールで申込みができるようになった場合、携帯電話からのメールでも対応ができるということですか。
事務局	そういった内容も含めて、申込方法等を検討していきたいという意味合いで追記をしています。
A委員	メールの宛先は、障害福祉室ですか。
事務局	はい、手話通訳者派遣の申込みなので、従来どおり障害福祉室で受けるという形になると思います。
A委員	ありがとうございました。
会長	専用のアドレスを作ることはありますか。
事務局	それは技術的なところになりますので、庁内の関係部署と協議しながら検討することになると思います。
会長	ありがとうございます。
A委員	今はF A Xだけということですね。
事務局	はい。
D委員	私はメールの方が便利だと思います。高齢者の場合は、携帯電話のメールを使う経験がないため、今までどおりF A Xの方法で、若い人たちはメールを使いますので、活用する方がサービスのいいのではないかと思います。メールでの申込内容は、今までのF A Xの申込内容と同じということで理解してよろしいでしょうか。
事務局	従来の方法に加えて、新たな申込方法を検討していきたいということです。
D委員	はい、わかりました。もう一点よろしいでしょうか。先ほどの基本理念ですが、障害者がメインとのことなので「障害のある人が、障害のない人と同じように不便のない地域社会の中で、自立して生活できるようにします」という文章はいかがでしょうか。障害者として自分が一生懸命頑張ってもやはり限度があります。不便さを解消するための理念なので、不便という言葉を入れます。「障害者だからできません」というのではなく、できない、不便だから困るところを強調して表現した方が分かりやすいと思います。
会長	私の個人的な意見ですが、「自立」という意味では、障害のある方が全て100%自分の力でやることは現在の社会では不可能だと思っています。足りない部分のサポートをきちんと受けられる体制があることで、自立生活が可能になってくるのではないかと。障害のない人にとっても、地域社会は不便な社会であると思います。しかし色々なサポートを受け、乗り越えることによって自立ができるのではないかと考えています。私は「地域社会は不平等だ」という前提で考えています。この考え方は理屈っぽいでしょうか。

E委員	私は、この文言で言葉を加えてしまうと、色々な解釈が出てきてしまうと感じました。今のままの表現でも「障害があっても不都合が生じない」ということが通じると思います。
会長	D委員のおっしゃる趣旨は理解できますが、E委員の言われたように色々な解釈ができてしまうのは困るので、シンプルな表現の方がいいと思いますがいかがでしょうか。
D委員	結構です。
会長	ありがとうございました。他にご意見はありますか。
F委員	<p>精神障害者の地域移行のことで、今回大阪府からの数値が入っておりますので、それとからめてお伺いしたいと思います。府から出ている、社会的入院といわれる方の23年度までの目標値が、大阪府で約1,900人、枚方で74人でした。そのうち57人が地域移行した数値であった場合、実際にこの57人の方がどのような形で病院ではないところに行かれたのかということに疑問があります。</p> <p>一方で、73ページに見込み量が上げられており、地域移行支援の1月あたりの実利用者数が13、13、14となっています。大阪府の計算式により、今年は今までと違った対象の数を掲げる形式に変わり、その数字だと思います。問題は、約40名の入院する必要がない枚方市民に、地域へ戻って来ていただくための取り組みを、どう計画していくかということです。今後の市町村の役目として位置付けられたと思います。計画の中で、数字をあげることに同時に、どのような取り組みをやっていくのかということまで、一つ進んでほしいと思うわけです。</p> <p>知的障害の方々の方々の施設入所の場合も同じだと思いますが、精神障害者の問題として人権問題があり、同時に日本の精神科医療の現状があります。この医療に対して地域住民の足元になっている市町村がどういうスタンスで取り組んでいくのかという部分を、もう少し具体的に突っ込んでいってほしいと思います。具体的にいうと、「対象者をどのように把握していく」とか、「取り組みをこのように、このようなところでします」など。具体性がなければ数値の羅列だけで終わってしまい、「今年は何人が退院しました、その中に死亡の方や施設入所の方がおられます」となり何も動かなくなってしまうのではないかと思います。今、全国の計画を作っていますが、その中でもそういう議論がされていると聞いています。是非、どう取り組むのかという行政の姿勢を少し出していただきたい、これを私の要望としてあげさせていただきます。</p>
会長	かなり大切な中身の具体に関わる提案ですが、事務局としてはいかがですか。
事務局	75ページをご覧ください。(1) 相談支援事業の障害者相談支援事業【整備の方向】の○の2つめです。「相談支援事業所を中心とした、障害者支援の関係

機関によるネットワーク（枚方市自立支援協議会）で、地域全体で障害者を支えるために必要となる施策について定期的に議論を行い、障害者施策の総合的、かつ、計画的な推進を図ります。」と書かせていただいています。合わせて申し上げますと、65 ページをご覧ください。入所施設利用者については、大阪府がそのまま計画を残しておりますので、その中で 105 人としています。先ほどご説明申し上げました、達成のための方針ということで「入所施設から地域移行を希望する方の意向を踏まえ……・入所施設、障害者相談支援事業所などの各機関と連携を図ります。地域での生活を試行的に体験するなど、地域移行を円滑に推進するための支援計画に基づき、必要なサービス提供を実施する」ということで書かせていただいております。入所施設の分が府として残り、精神の方が先ほど申し上げたように数値目標からはずれたため、ここには記載しておりませんが、こういった趣旨で地域移行に向けては取り組んでいきたいと考えております。

会長 F 委員が言われたのは、「もう一步進んだ計画の具体が必要」ということだと思います。例えば 75 ページ。議論を行って推進を図るとなると、ゼロからのスタートになってしまいますが、そうではなく今やっていることにプラスしていくということだと思います。その今やっているところを少し前進させるという具体をこの計画に入れ込むということのご提案だと思うのですが、そこまで踏み込むと大変ですか。

F 委員 事務局がおっしゃっている、相談支援の事業所とネットワーク会議で具体的に進めていくということは、前提なので分かります。ただし何名の枚方市民が、実際にそういう状態でおられて、この数字をどう把握するか、そしてその人たちのためにどういう計画を作るか、どう働きかけをしていくか、みたいなことです。つまり「相談支援の計画を作っていきます」ということだけでは全然つかめない動きです。だから「結果としては何も動かない」という実態が、数年ずっと続いてきたわけです。この計画があり、現にそういう人が 40 数名枚方市にいるという把握をまずするというのと、そういう人たちに対しどのように関わっていくのか、そして半年たった後に進捗状況はどうなっているのか、ということも含めてやるというように一歩入り込んでいかなかったら、たぶん変わらないと思います。それを我々相談支援の事業所が、やっていきますが、我々だけでは動かない壁です。それを枚方市だから一歩進んで頑張ってもらっています。

会長 いかがでしょうか。

事務局 入院患者の地位等については、府も市も協働して施策を考えているところですが、どのような文言で、どの項目に書き込むかということは即答できかねます。おっしゃる趣旨は、前回もいただきましたし、市としても考えているとこ

ろでございますので、何らかの形で意見を検討していきたいと思えます。

会長 よろしいでしょうか。他に意見はありますか。

G委員 一般企業への送迎に、ガイドヘルパー制度が利用できるようにしてもらいたいです。家から会社までガイドヘルパー制度を利用できたら、初めて仕事に行く日でも場所が分かるので。

会長 事務局から、「なぜ一般企業までの送迎にガイドヘルパーが使えないのか」ということへのご説明をしていただけますか。

事務局 ガイドヘルパー制度は、公的な制度です。会社に勤められるということは、経済活動になってくるので、経済活動に対して公的な支援は、今のところ適用させてもらってないという現状になっております。

会長 経済活動も自立支援活動の一環として位置付けていけば、「利用できてもいい」という解釈もできなくもないですが、今は国の制度の縛りがあるので、「難しい」という現状だと思います。市役所だけで何とか対応できる内容ではないというご意見だと思います。G委員、よろしいでしょうか。

G委員 はい。

H委員 先ほど、点字と手話の翻訳というのがあったと思いますが、そこに拡大文字を入れていただくということは、無理でしょうか。窓口で聞きましたが、視覚障害者はみな視覚障害者と大まかなくくりになってしまっていて、どなたに拡大文字が必要か把握できていないというお話がありました。そこも今後考えていただいて、個々の人にあったニーズで対応してもらいたいと思えますがいかがでしょうか。

会長 具体的な内容ですが、いわゆる完全に目が見えない方というくくりではなく、弱視の方も含めてのフォローということですね。

H委員 いつもここに来て思うのですが、点字の資料ができるのが遅いです。また何ページといわれても私は全然分からないので、会議の内容の把握ができません。そのような時に、読んでくださる専門の方を派遣してもらうことは無理でしょうか。

事務局 点字が遅いということに関しては、大変申し訳ないと思っております。次回以降はできるだけ早く、資料を送付させていただきたいと思っております。

一点目の拡大文字について、日常生活用具の中では拡大読書器については給付があります。拡大文字版を全てに作成するということは、ご要望ということで、計画の中に文言で入れることは難しいと思っております。

次に、読む人の派遣についてですが、計画については音声版も作成するつもりではありますが、推進協や何かの会議の時に代読される方を派遣するということは現行の制度にはないのでご理解いただきたいと思えます。

会長 H委員よろしいでしょうか。

H委員	はい。
会長	I委員、地域生活の方で事業所が色々な対応をしてくださっていると報告がありましたが、現状や受け皿体制について簡単にご説明をお願いします。
I委員	<p>前回、就労支援に関して会長からあった質問で、現状を紹介させてもらったから、市は去年アンケートを取っているということで先ほど報告がありました。</p> <p>地域生活に大きく触れる点としては、4月から、一定の研修を受けた介護職員等であれば、たん吸引や経管栄養などの医療的ケアが実施できるようになります。在宅での生活の維持に向けて、大きな前進になったとは思いますが。事業所連絡会の全体会の中で、訪問看護と連携してどのように地域の中でやっていくかという勉強会を開く予定です。</p> <p>それから地域移行については、事業所それぞれの形態があつて様々な思いはありますが、市の政策とどのようにマッチさせていくのか、市との協議や事業所の課題から、少しつっこんだ議論が必要かと思っています。</p> <p>資料を見ながらいくつか思ったのは、1つは資料2「パブリックコメントにおける意見」に出ている入院中のコミュニケーションについてです。これは障害を問わず、入院期間中の当事者の方が、あつたらいいと思うような対応だと思っています。身体的な言語障害等に対するコミュニケーション支援を、市としては考えていて実施しているのか、確認したいです。</p> <p>あともう一つ、理念の部分です。B委員が言われたのは、障害のない優位性みたいな形で取られるのではなくて、そこは「障害がある、ないは優劣の問題ではないということをきちんと認識していこう」というコメントだったと理解しています。以上です。</p>
会長	今、I委員から一点質問があつたのですが、入院中のコミュニケーション支援はどの程度まで考えているのでしょうか。
事務局	この意見の中にもあるように入院中のコミュニケーションということで、聴覚や視覚以外の方でも、コミュニケーションが図りにくいという方がいるという意見をお寄せいただいています。これについては現状のコミュニケーション支援の中では、聴覚障害や視覚障害の方ということになっていて、今後の検討課題であると、市では認識している状態でございます。
会長	具体的な方向性は、はっきり決まっていなそうですね。事例もそれほどないのでしょうし、これから積み上げていくことでだんだん良くなっていくという気がします。
J委員	43～46ページあたりの地域生活についてですが、すぐにできるとは思いますが24時間緊急対応できるような事業所が必要ではないかと思えます。在宅で家族の方と住まわれている方も、一人住まいの方も含めて、何かがあつた時に緊急対応できる場所の必要性があるのではないかなと思います。

会長	確かにそうですね。ただ 24 時間の対応の中で、何が一番緊急で求められているかということ进行分析していかないといけないと思います。「ただ体制を整えればいい」ではなくて、どういうことが想定されるかというイメージが必要だと思います。その点について J 委員、事務局に伺うことはないですか。
J 委員	項目が抜けていると思ったので。
会長	事務局、いかがでしょうか。
事務局	J 委員からのご指摘ですが、そのような課題はあると市でも認識しており、43 ページの現状と課題の下から 10 行目をご覧ください。「特に「短期入所」については、「緊急時に利用したいのに利用できない」といった改善要望が寄せられる」とそういった課題があるということでは記載はさせていただいています。
J 委員	「短期入所」というよりは、緊急でヘルパーを派遣できるとか、緊急時にここに連絡すれば、人を派遣してくれたり、対応してくれたりする所、老人の小規模多機能に近いものの障害者版みたいなものが必要なのではないかと思います。
会長	なかなか難しいですね。昔は入所施設が中心になっていて、いざという時は施設へ頼めば緊急でもお願いできるという状況がありましたが、今は施設が多機能化していて、なかなかうまくいかないようです。ケアホーム、グループホームもそういう機能はもっていないですよ。考えていく必要がある課題だと思います。
	他にご意見はありませんか。
K 委員	特に夜間休日について、緊急的に整備が必要ではないかと思えます。それと医療的なケアが必要な重度の障害者がたくさんいらっしゃると思いますが、地域で暮らしていく中で親御さんが高齢化されてきているため対策が急がれるのではないかと考えています。ケアホームの整備等が必要になってくると思います。
会長	そうですね、言われている通りだと思います。だからといってすぐ計画の中に具体的にどう落とし込むか、ということにはつながっていかないですね。市、行政レベルとして考えていかなければなりません。あとは相談支援、自立支援協議会でもその辺については考えていかなければならない問題です。
	他にいかがでしょうか。L 委員、就労の関係ではいかがですか。
L 委員	就労につきましてもパブリックコメントの中でかなり注目していただいていると思います。枚方市障害者就業・生活支援センター、地域の就労移行継続センターとハローワークの連携をよくとらせていただいているところです。この中で 23 年度 3 月末までに、とりわけ精神障害者の 24 人の方が、一般企業さんへの就労移行で就職していたことをお示していただいているところもあります。これからどんどん就職していただける方が伸びるといいと思います。

市民意見交換会における意見の6ページに、「就労した後に定着支援にも努力してほしい」とのご意見がありますが、これはハローワークや障害者の雇用支援機構の地域障害者職業センターで、ジョブコーチの利用などをやらせていただいているところです。最大4カ月という形で、長いスパンのものではないですが、ハローワークと枚方市障害者就業・生活支援センター、各地域の支援機関が担っています。今も多くの精神障害の方々が、一般企業さんで就職していただいて、ハローワークとしましても、定期的に企業さんを廻らせていただいているところがございます。国としてハローワークもこちらの方を担っていくと理解していただけたらと思っております。以上です。

会長 ありがとうございます。就労支援ということは、一方で大事な地域生活支援につながっていくので、是非ハローワークも市と協力してほしいと思います。M委員いかがですか。

M委員 先ほどのF委員の意見について、保健所で退院促進をやらせていただいている立場からいうと、豊中、堺、東大阪など、主体的に動いている市町村が増えてきました。「どこの病院に何人ぐらいいるかという調査に動きなさい」とか、かなり積極的に進められてきているところもあります。同一視はできないとは思いますが、その辺りを是非取り組んでいただけたらと思います。

それともう一つ、保健所への相談で、高次脳機能障害や発達障害のご相談が増えてきております。特に高次脳機能障害の場合、リハビリテーションをどのようにやっていくかというのが非常に大切だという思いが強くなります。計画案にも「医療との連携」と書いてありますが、今後どうやっていくのか意識していただけるとありがたいなと感じています。以上です。

会長 はい、ありがとうございます。

高次脳機能障害については、リハビリも大事ですがその後の、社会適応障害や、社会生活上のしづらさが広い意味でのリハビリに入ってくると思います。それもやはり専門的なサポートが必要になってくる場合もありますので、保健所だけではなく、障害者をサポートする地域の人たちが、十分担えるようなことをしていけないといけないと思っています。

M委員 私は枚方保健所に来る前には池田の方におりましたが、豊中に「羅針盤」という事業所があります。そこにはかなり高次脳機能障害の方が来ていただいて、相談に来られると割合つなぎやすかったということがございました。ここでは私は不勉強で、どこにつないだらいいかわからないですが、そういった面でも充実できると思います。中途障害の方はなかなか適応しづらいと聞きますし、特に個人差が大きい場合が多いので是非つなげる場所も一緒に考えていただければと思います。以上です。

会長 ありがとうございます。

C委員	先ほどの件に戻ってしまい申し訳ありませんが、14ページの基本理念の「障害のない人と同じように」という言葉を、別の表現にした方がよかったと思います。「同じように」というのではなく、ある人もない人もそれぞれ個性があり、それぞれが自立してという趣旨ですので。今回難しいでしょうが、次回はもう少しいい表現があればと思っています。
会長	表現もこれから色々変わってくると思いますので、今後の検討課題ということでさせていただけたらと思います。 皆さんのご意見で事務局がアンケートを取り、その内容もこの中に集約したので、内容ある計画案ができています。他にご意見ありますか。
I委員	障害施策で障害者基本条例が、各市町村によってはそろそろ立ち上がっていると聞いております。「池田市では来年度中ぐらいに基本条例を制定したい」とのコメントが新聞の方に載っておりました。枚方の場合もこの推進の計画とともに、先ほどの理念も含めた根本的な障害者基本条例の課題に関して、どのようになっているか教えていただきたいと思っています。
会長	これは事務局でお答えいただけますか。障害者基本条例を作成することを考えているかどうかということです。
事務局	府下の動き等は新聞報道で存じておりますが、市としてすぐに制定するというのは難しいとお答えしておきます。現状としては全国、都道府県レベルでは制定されていきますし、状況は把握しているということでご理解ください。
会長	いかがでしょうか。
H委員	意見交換会で、防災のことが出ていたと思います。もう何年も前から言っていますが、枚方市の障害者の防災マニュアルができていません。お願いしたいと思っています。
会長	事務局どうぞ。
事務局	それにつきましても計画に「地域防災計画に係る災害時の要援護者支援」として載せておりますので、今後の検討課題であると考えております。
H委員	早急にお願いします。
会長	他にご質問はありますか。 (挙手なし)
	今色々なご意見がでて、修正しなければいけないことや、次の課題として第4次にもっていく議題もでてきました。なかなか整理が難しいと思いますが、今出た意見を元にもう一度事務局の方で考えていただいて、最終的なものが出来上がってきます。一応この会議としては、市から提案されている障害者計画（第3次）と障害福祉計画（第3期）の部分についての内容は概ね了解でよろしいでしょうか。
各委員	(異議なし)

会長	よろしいですか。では貴重な意見を皆さんから伺うことはこの辺で打ち切りにさせていただきます。今の内容と、大阪府との協議を踏まえて、事務局で検討していただくこととなります。今後について事務局よりご説明していただけますか。
事務局	はい。今回が計画案のご検討の最後ということで、本日委員の皆様からいただきましたご意見を踏まえまして、案を修正し、確定していきたいと思います。冒頭にも申し上げましたが、第5章の障害福祉計画の数値について、府との協議も残っており、変更については、石川会長との協議にご一任いただきたいと思います。なお、追加のご意見がございましたら、期間が短くて恐縮ですが、2月10日までに事務局まで文書で提出をよろしくお願いいたします。
会長	事務局からご説明がありましたように、私と事務局との話し合いの中で、様々な文言や障害福祉計画の目標見込み量などの整理をさせていただくということでご了解いただけますか。 (異議なし)
	ありがとうございます。それでは、予定は16時になっていて、少し早めではございますけれど、これで本日の推進協議会を終了したいと思います。どうもお疲れ様でございました。
事務局	ありがとうございました。